

# 飯山赤十字病院指定居宅介護支援事業所運営規程

制定 平成 31 年 4 月 1 日

## (事業の目的)

第 1 条 この規程は、飯山赤十字病院が設置経営する飯山赤十字病院指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業員（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護又は要支援の状態（次条において「要介護者等」という。）となった高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第 2 条 事業所の「介護支援専門員等」は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力の応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、また利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。

2 事業所の介護支援専門員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう、公正中立に行う。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、老人福祉法第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 飯山赤十字病院指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 : 飯山市大字飯山 2 2 6 番地 1

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 : 主任介護支援専門員 1 名  
管理者は、事業所の従事者の管理及び事務所及び業務の一元的管理を行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 職 員 : 介護支援専門員 1 名  
職員は、指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 平日(月曜日～金曜日)ただし、土曜・日曜・祝日、5月1日、  
年末年始(12月29日から1月3日まで)は休日とする。
- (2) 営業時間 : 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供に際しては、あらかじめ利用申込み者又はその家族に対し、運営規定の概略その他サービスの選択に資すると認められる重要事項に期した文書を交付して説明を行い、利用申込み者又はその家族の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成又は変更
- (2) 利用者又はその家族及び指定居宅サービス事業者等との連絡
- (3) 必要に応じて、介護保険施設への紹介その他便宜の提供

3 使用する課題分析票は、「厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たす方式」とする。

4 利用者の相談を受ける場所は事務所の面談室とし、サービス担当者会議開催場所は事務所の面談室とする。

5 介護支援専門員はサービスの開始後においても、必要に応じて利用者の居宅を訪問し適切なサービスが実施されているか確認する。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 次条の通常の事業実施区域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、2kmまで100円(冬期間12月～3月は150円)、2kmを超え1km増す毎に30円(冬期間12月～3月は45円)で積算した額を交通費として徴収する。

この場合、通常の事業実施地域にかかる部分については徴収しない。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は、飯山市の区域とする。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントの迅速かつ適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針を整備する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

介護支援採用時研修	採用後1か月以内
虐待防止に関する研修	年1回
認知症ケアに関する研修	年1回
感染症に関する研修	年1回
ハラスメントに関する研修	年1回
業務継続計画に基づく研修	年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、飯山赤十字病院と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

**【 附則 】**

- この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 5 年 3 月 26 日から施行する。
- この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。